

10月からの法改正のポイントと

企業が整えるべき仕組みを実務的に解説

カスタマーハラスメント対策セミナー

「どこまでお客様の要望に応えればいいの?」「これはクレーム?それともカスハラ?」
——日々の顧客対応に悩む場面はありませんか?

さらに10月からの法改正により、**全ての企業にカスハラ対策の体制整備が義務化**されます。
本セミナーでは、法改正のポイントだけでなく、「どこまで対応すべきか」「現場任せにしないためのルール作り」など実務に沿って分かりやすく解説します。さらに、**社内体制整備に活用できるテンプレート付き**なので、自社での体制整備をスムーズに進められます。



こんな疑問・お悩みをお持ちの方へ

- ◆お客様の要望、どこまで応じるべき?
- ◆従業員がカスハラを受けたとき、会社は何をすればいい?
- ◆「困ったお客様」への対応ルールが社内で決まっていない
- ◆顧客対応を現場任せにせず、会社として基準を持ちたい

日時

10/15(木) 15時～16時30分

会場

出雲商工会大社本所(出雲市大社町杵築南1344)

講師 佐藤 良一 氏

●佐藤社会保険労務士事務所 所長／特定社会保険労務士

●社労士事務所を経営する傍ら、建設業など企業経営も行う実践者。
多くの顧問先相談で得られたノウハウをもとに、書籍やネットでは得られない
実務的な解決策をお話しいたします



お申し込みはQRコードもしくはFAXにて
出雲商工会 湖陵支所宛(FAX 0853-43-1372)

申込締切10月2日(金)

事業所名		役職・所属・受講者名	
ご連絡先		業種	
カスハラ対応について、日ごろお困りのことや講師に聞いてみたいことがあればご記入ください			